

【論文】

外国人仮釈放者と退去強制手続きに関する一考察 Introduction to Deportation Procedure on Foreign Parolees

荻野 太司

Hiroshi Ogino

キーワード 外国人仮釈放者 退去強制手続 退去強制事由 在留特別許可に係るガイドライン

概要

これまで更生保護の領域において、外国人仮釈放者の退去強制手続上の取り扱いについては、ほとんど検討されてこなかった。本稿はこの点について、入管法上の規定、実際の手続、在留特別許可に係るガイドライン、出入国在留管理庁の在留特別許可関係公表資料について、それぞれ参照し、その問題点について指摘を行うものである。

本文

2019年に出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）が改正された。これにより、多くの外国人が就労の機会を得る可能性が増えた一方で（日本への入口の改正）、犯罪を行った外国人への退去強制制度については（日本からの出口の問題）、それが所与の前提だったこともあり、これまで日本では法制度、判例、学説のいずれにおいても積極的に議論が行われてきたとは言い難い。

犯罪を行った外国人の在留の可否は、入管法に規定された退去強制事由に基づいて、その法的地位（在留資格）と科せられた刑罰によって決まる。もし退去強制になった場合、たとえその者が保護観察対象者であっても、現在日本では保護観察の移送は行われていない。また周知のように3号観察は、残刑期間主義が採られており、仮釈放の時点では刑期が終了したわけではないにもかかわらず、現在、多くの外国人仮釈放者は、あたかも刑が終了したかのごとく扱われ、退去強制させられているのが現状である。

そもそもこの退去強制とは、「日本国が日本社会にとって好ましくないと認める外国人を強制力をもって国外に排除する作用」のことであり、「国家が自国にとって好ましくないと判断する外国人を追放する権利を有することは、確立した国際慣習法である」と理解され¹、その判断は法務大臣の広範な裁量によるとされている。そしてすでに多くの研究が指摘するように、日本ではマクリーン判決以来、「外国人に対する憲法の基本的な人権の保障は、外国人に在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解する

¹ 坂中英徳・齋藤利男『出入国管理及び難民認定法逐条解説（改訂第4版）』（日本加除出版、2012）、522頁。

のが相当」と理解されているのが現状である²。同じように犯罪者処遇の文脈においても「在留制度の枠内での刑事政策、更生保護」が行われているのが現状といえよう。

前記のように日本では、深刻な労働者人口の不足を理由として外国人労働者の積極的な受け入れを行うための入管法の改正が行われた。しかしその一方で、外国人への人権保障や外国人犯罪者への処遇の充実化に向けた議論は、管見の限り目にする事ができない。「労働力となる外国人は積極的に受け入れるが、仮に犯罪をした場合は言葉が通じないので、コミュニティが受け入れないし、支援体制もありません。本人やその家族が在留を望んだとしても退去してもらおう」といったことが、国際協調主義を謳う憲法を持つ日本において言えるのであろうか。

周知のように、犯罪者処遇は社会を映す鏡であり、その国の人権の状況をもっともよく反映すると言われている。当然それは更生保護の領域にもあてはまると言える。犯罪者処遇の中でも更生保護は、特に直接的に社会と接点を有するものである。その社会が外国人保護観察対象者をいかに迎え入れるのか、あるいは迎え入れないのかということは、その国の刑事制度のあり方と社会の姿勢を示すものである。

今日日本では、犯罪者処遇の領域における福祉的支援の必要性が非常に多くの論者によって主張されている。その一方で、外国人仮釈放者の多くは保護観察よりも退去強制が当然のように優先され、実質的にはいわば「追放刑」が実施されている現状がある。たとえそれが少数者であり、これまで犯罪者処遇や福祉的支援のプロセスにすら乗ることができなかった者たちであったとしても、その者たちの更生を考えることに意味が無いわけではない。その者たちの更生を考えることこそが、日本の犯罪者処遇と人権保障の限界を明らかにする作業となるからである。

先述のように、日本では外国人の退去強制については法務大臣の広範な裁量権に基づいて実施されており、外国人仮釈放者も同様である。その結果、一定の犯罪を行い受刑し退去強制事由に該当したとしても、日本に在留し社会内処遇の対象となる者とそうでない者がいる。その境界はどこにあるのか。本稿は、そこでこの点について「立法権による線引き」と「行政権による線引き」、二つの観点から参照し、どのような外国人仮釈放者であれば、日本において更生保護の対象となり得るのか考察することを目的とした。

本稿ではまず第1章(1)において、「立法権による線引き」、つまり入管法上の外国人仮釈放者であって退去強制される者、在留し保護観察を受ける者の境界について参照する。次いで(2)において「行政権における線引き」、つまり退去強制の手続上の境界と法務省入国管理局による在留特別許可に係るガイドラインに基づく境界について参照する。第2章において、前章までの結果をふまえて検討を行うことにする。

今後仮に日本が在留制度の枠にとらわれない犯罪処遇を指向するにせよ(しないにせよ)、現状において、「在留制度の枠内での更生保護」が行われている以上、在留制度における更生保護の対象者が、入管法制においていかに扱われているのかということを明らかにする作業は、外国人への更生保護のあり方

² 最高裁昭和53年10月4日大法廷判決。

を明らかにすることであり、そして地域との直接的な接点を有する更生保護について考えることこそ、日本の社会の姿勢を明らかにするものであると考える。

1 入管法上の外国人仮釈放者への退去強制事由に関する規定

入管法24条に規定される退去強制事由に「仮釈放」の文言はない。基本的には、特定のある犯罪を行った者が特定の刑罰に処せられた場合に、退去強制事由に該当することが規定されている。これについて規定している同条は、すべての外国人仮釈放者を退去強制の対象としているわけではなく、外国人仮釈放者であっても、在留しうる場合とそうでない場合を以下のように規定している。

(1) 外国人仮釈放者であつて退去強制事由に該当する場合

仮釈放者であつて退去強制事由に該当する場合は、①旅券法第23条第1項から第3項までの罪により刑に処せられ仮釈放された者、②入管法9章に規定された罰則で、73条、74条から74条の6の3、74条の8の罪によって懲役または禁錮に処せられ仮釈放された者、③少年法に規定する少年で昭和26年11月1日以後に長期3年を超える懲役又は禁錮に処せられ、仮釈放された者、④昭和26年11月1日以後に麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚醒剤取締法、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律又は刑法第二編第十四章の規定に違反して懲役に処せられ仮釈放された者、⑤①から④の他、昭和二十六年十一月一日以後に無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられ、仮釈放された者である³。

(2) 外国人仮釈放者であつて退去強制事由に該当しない場合

反対に、仮釈放者であっても退去強制事由に該当しない場合（つまり3号観察が実施しうる場合）は、以下の通りである。それは、①旅券法23条1項6号の罪により刑に処せられ仮釈放された者、②入管法9章に規定された罰則で、73条、74条から74条の6の3以外の罪によって懲役または禁錮に処せられ仮釈放された者、③少年法に規定する少年で昭和26年11月1日以後に3年未満の懲役または禁錮に処せられ仮釈放された者、④φ、⑤①から④の他、1年以下の懲役もしくは禁錮に処せられ仮釈放された者である。

なお、⑤については、二つのケースが想定される。一方は、単に宣告刑が1年以下であった場合であり、これには3号観察（仮釈放者に対する保護観察）が付いた外国人と、4号観察（執行猶予者に対する保護観察）となった外国人が想定される。そしてもう一方が、刑法25条2項に規定される「再度の執行猶予」を受けたケースである。具体的には、過去に執行猶予付きの判決（保護観察はなし）を受けた外国人が、1年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがある場合に、保護観察

³ 中長期滞在者については、同法71条の2と75条の2によって退去強制となりうる。

付きの再度の執行猶予判決を受けた外国人である⁴。

(3) 退去強制手続上の外国人仮釈放者

手続上、外国人仮釈放者に対しては、退去強制手続と保護観察手続が競合することになる。矯正段階では、国際移送制度が利用されない限り、退去強制手続は執られないにもかかわらず、保護段階では基本的に退去強制が執られることになる。保護観察手続よりも退去強制手続が優先される根拠は、入管法63条2項の規定の「刑の執行に関する法令の手続」を、身体拘束がある場合、つまり矯正段階に限定するという制限適用説が実務上採られているからである⁵。

しかしその一方で、保護段階においても退去強制されない外国人仮釈放者がいる。それは退去強制の手続において、① 入国審査官の違反審査を受けて、退去強制事由に非該当と認定されて放免（在留継続）とされた者、② ①の認定に異議を申し立て、特別審理官の口頭審査によって認定の誤りと判定され、放免とされた者、③ ②の判断に対して、法務大臣に異議の申出を行い法務大臣が理由ありの裁決を下し放免とされた者、④ ②の判断に対して、法務大臣に異議の申出を行い、法務大臣が、理由なしと裁決した場合で、特別に在留を許可する事情があり、在留特別許可が付与された者、⑤ 法務大臣の在留特別許可の裁決が不許可となり、法務大臣の裁量権の濫用・逸脱を裁判所で争い、その訴えが認められた者の5つのパターンである。①から④までは行政による判断であり、最後の⑤は司法による判断である。紙幅の関係上、本章では①から④までの行政府の判断について論じることとしたい。以下、それぞれ手続き段階の観点から、どのような外国人仮釈放者であれば、在留が認められるのかみていくことにしよう。

① 入国審査官の違反審査の結果、放免（在留継続）とされた者

仮釈放対象者が退去強制事由に該当している場合、まず入管法62条4項に基づき、地方更生保護委員会より、当該外国人について仮釈放の許可決定をしたとの通報が行われる⁶。その結果、矯正施設の長より、入国警備官に身柄の引き渡しが行われ違反調査が行われた後、入国審査官の違反審査が実施されることになる。つまり実質的にはこの時点において、退去強制事由に該当するか否かについて入国警備官によるチェック（違反調査）と入国審査官によるチェック（違反審査）、つまり二重のチェックが行われていることになる。

なお、もし入国審査官の審査において退去強制事由に非該当とされれば、仮釈放者に対して日本での保護観察が実施されうることになる。しかし、すでに入国警備官によるチェックを受けていることに加えて、そもそも入国審査官の審査は、入管法45条に基づき純粹に入管法上の「退去強制対象者に該当す

⁴ 再度の執行猶予の裁判所の限定的な運用に対する批判として石塚伸一「再度の執行猶予再考：「開かずの扉」か？それとも「狭き門」か？」龍谷法学 第48巻3号（2016年）。

⁵ 拙稿「保護観察と退去強制に関する一考察」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報7号（2017年）95頁参照。

⁶ 矯正施設の長は、同法64条2項に基づき釈放と同時にその者を入国警備官に引き渡すことになる。

るかどうか」が審査されるので、退去強制処分の当・不当や、仮釈放の原因となった有罪判決についての検討は行われないので、非該当となる可能性は非常に低い。2018年における違反審査全体の受理件数は16827件であり、これに対して非該当となったのは、1件に過ぎない⁷。

② 特別審理官の口頭審理の結果、放免とされた者

入国審査官の認定に異議のある者は、入管法48条に基づき特別審理官に対して口頭での審理を請求することができる。この口頭の審理によって、入国審査官の認定が事実に相違すると判定されたときに放免することができる（同条6項）。その場合には、やはり仮釈放者に対して保護観察が実施されこととなるが、前記の入国警備官に加えて入国審査官によるチェックを受けているので、やはりその可能性は極めてまれであるといえよう。2018年における違反審査全体の受理件数は2946件であり、これに対して非該当となったのは、0件であった⁸。

③ 法務大臣に異議の申出を行い法務大臣が理由ありの裁決を下し放免とされた者

特別審理官による判定に異議のあるときは、入管法49条に基づき法務大臣に異議の申し立てをすることができる。法務大臣は容疑者の異議の申出に理由があると裁決した場合には、主任審査官は直ちに放免しなければならず（同条4項）、その結果、在留が許可されれば外国人仮釈放者に対して保護観察を実施しうることとなる。

なお、この裁決の内容も①②と同様に、退去強制事由に該当するか否かが半断される。2018年における異議の申出全体の受理件数は2996件であり、これに対して理由ありの裁決は、0件であった⁹。

④ 在留特別許可が付与された者

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合、つまり退去強制事由に該当する場合であっても、当該容疑者が次のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる（入管法50条）。それは、永住許可を受けているとき（1号）、かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき（2号）、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき（3号）、その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき（4号）である。

この4号の在留特別許可を付与するか否かは、法務大臣の自由裁量とされているが、法務省入国管理局は2006年に許可基準を明確にするために「在留特別許可に係るガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定している（2009年に改訂）¹⁰。このガイドラインによれば、在留特別許可の許否の判断にあたっては、「個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要

⁷ 法務省『2019年版「出入国在留管理」』57頁。

⁸ 法務省『2019年版「出入国在留管理」』57頁。

⁹ 法務省『2019年版「出入国在留管理」』57頁。

¹⁰ <http://www.moj.go.jp/content/000007321.pdf>

性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこと」され、その判断において考慮される積極要素と消極要素が示されている¹¹。

当然、仮釈放者であるという事実は消極要素に該当するものである。具体的に言うと、ガイドラインの消極要素の中の、「重大犯罪等により刑に処せられたことがあること」、「反社会性の高い違反をしていること」（ともに『1特に考慮する消極要素』）、「過去に退去強制手続きを受けたことがあること」「その他の刑罰法令違反」（ともに『その他の消極要素』）に該当するものである。

ただし、「単に、積極要素が一つ存在するからといって在留特別許可の方向で検討されるというのではなく、また、逆に、消極要素が一つ存在するから一切在留特別許可が検討されないというものでもない」。つまり在留特別許可についての許否判断は、「積極要素及び消極要素として掲げている各事項について、それぞれ個別に評価し、考慮すべき程度を勘案した上、積極要素として考慮すべき事情が明らかに消極要素として考慮すべき事情を上回る場合には、在留特別許可の方向で検討」されることとなる。それゆえ外国人仮釈放者が、退去強制事由に該当し、かつ消極要素が存在したとしても、特別在留許可が付与された場合には、日本において保護観察が実施されうる可能性がある。

しかし実際には、ガイドラインに記載されている具体例にもあるように、消極要素である過去の受刑経験は、『退去方向』で検討する例』として挙げられており、外国人仮釈放者への在留特別許可は非常に限定的な運用がなされていると思われる。しかしその一方で、統計によれば、前記①②③の審査によって在留が認められた件数が、年間0件から1件しかないのに対して、刑罰法令違反等の者に対して在留特別許可がおよそ年間400件から200件程度あることを考えると、在留を望む外国人仮釈放者にとっては、行政による判断の中では、いわば最後の頼みの綱といえよう。

（4）法務省 出入国在留管理庁 在留特別許可関係公表資料¹²

出入国在留管理庁は、在留特別許可された事例と在留特別許可されなかった事例について公表している。事例は、①配偶者が日本人である場合、②配偶者が正規に在留する外国人の場合、③外国人家族の場合、④その他の場合の4つに分けて公表されている。以下において、犯罪を行った場合であっても、どのようなケースであれば、在留特別許可がなされているのか、過去5年分（2015年度から2019年度まで）の公表データを基に析を行うこととする。

① 配偶者が日本人である場合

過去5年分において、配偶者が日本人である場合で、在留特別許可された事例は25件、されなかった事例は24件が、それぞれ公表されている。在留特別許可された事例のうち、刑事処分を受けた者は0件

¹¹ ガイドラインの裁判上の位置づけについて紹介した研究として野口貴美『在留特別許可に係るガイドライン』の裁判上の位置づけについて」法学新報第119巻7・8号2013年

¹² http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00008.html

(25 件中) であり、他方、許可されなかった事例において刑事処分を受けた事例は、15 件で (24 件中) あった。

刑事処分を受けていないにもかかわらず、配偶者が日本人であっても、特別在留許可されなかった事例は、「婚姻・同居の実態がないもの」、過去の「被退去強制歴」が特記事項として記されている。また、配偶者が日本人であっても、特別在留許可されなかった事例において、刑事処分を受けている者の処分の内容は、懲役 2 年 6 月から懲役 8 月 (ただし執行猶予付き判決を受けている者もいる)、罰金 150 万円から 20 万円であった。

② 配偶者が正規に在留する外国人の場合

過去 5 年分において、配偶者が正規に在留する外国人の場合であって、在留特別許可された事例、されなかった事例は、それぞれ 21 件ずつ公表されている。在留特別許可された事例のうち、刑事処分を受けた者は 0 件 (21 件中) であり、他方、許可されなかった事例において刑事処分を受けた事例は、9 件で (21 件中) あった。

この類型において、刑事処分を受けていないにもかかわらず、特別在留許可されなかった事例は、「婚姻・同居の実態に疑義」、「技能実習先から逃亡」、「他人名義で日本人と偽装結婚の上、不法入国」、「身分を偽って在留」、過去の「被退去強制歴」が特記事項として記されている。また同類型において、刑事処分を受けている者の処分の内容は、懲役 3 年から懲役 10 月 (ただし執行猶予付き判決を受けている者もいる)、罰金 120 万円であった。

③ 外国人家族の場合

過去 5 年分において、外国人家族の場合であって、在留特別許可された事例、されなかった事例は、それぞれ 11 件 (11 家族) ずつ公表されている。在留特別許可された事例のうち、刑罰法令違反が記載されていない事例は 0 件 (11 件中) であり、他方、許可されなかった事例において刑罰法令違反が記載されている事例は、1 件で (11 件中) あった。

その 1 件の事例において、記載されている刑罰法令違反は、本人の覚醒剤取締法違反により、懲役 1 年 6 月、執行猶予 3 年の判決を受けたものであり、本人は被退去強制歴 1 回あった¹³。

④ その他の場合

公表された事例過去 5 年分において、その他の場合であって、在留特別許可された事例、されなかった事例は、それぞれ 39 件ずつ公表されている。在留特別許可された事例のうち、刑事処分を受けた者は

¹³ なお、同事例においては、不法滞在中に日本において出生した子が 2 人 (処分時に 1 歳と 2 歳で、在留資格未取得) いた。 <http://www.moj.go.jp/content/001294837.pdf>

0件（39件中）であり、他方、許可されなかった事例において刑事処分を受けた事例は、21件で（39件中）あった。

なお刑事処分を受けている者の処分の内容は、懲役11年から懲役1年4月（ただし執行猶予付き判決を受けている者もいる）、罰金100万円から20万円であった。

以上が、過去5年分の公表事例を刑事処分の有無の観点からまとめたものである。上記の事例からわかるように、法務省は、刑事処分を受けた者で在留特別許可を得た事例を公表していない。それは、事例自体がないのか、レアケースであるために事例を掲載しなかったのかは定かではない。しかし法務省のデータは、刑罰法令違反者が、在留特別許可を得て在留されるケースは極めて稀であるという「印象」を与えるものである。

なお、公表された事例から判断するに、在留特別許可が許可されなかった刑事処分は、懲役刑だと11年から8月、罰金刑だと150万円から20万円であり、多岐に渡っていることがわかる。また刑事処分を受けていなくても在留特別許可が許可されていない事例もあるので、この資料のみを持って、被刑事処分者の退去強制か在留かの判断基準を明らかにすることはできない。

小括

以上、外国人仮釈放者であっても在留が認められるケースについて、法律上の規定と、退去強制手続き上の取り扱いを踏まえたうえで、法務省の公表データについて参照した。在留を望む外国人仮釈放者は、入国警備官、入国審査官、特別審理官、法務大臣により4回の退去強制事由の該当性が検討されている。これは、裁判における審級制に倣って、「同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組み」¹⁴となっているといわれるが、裁判における三審制と異なり、単に退去強制事由に該当するか否かの事実の確認が行われているに過ぎない。

この事実の確認を超えて（仮に退去強制事由に該当したとしても）、在留を認めるべきか否かを検討を行うのが、法務大臣による在留特別許可を許否の判断であった。この判断は、法務大臣の自由裁量とされるが、退去強制事由に該当する外国人にとっては、行政による在留のため制度としては、最後の手段といえよう。

2 若干の考察

在留特別許可制度は、「元来強制退去処分を受けるべき者に対して、法務大臣の判断によってその者の在留を特別に許可する、いわば請求権なき者に利益を付与する処置であって、異議の申出が理由がある

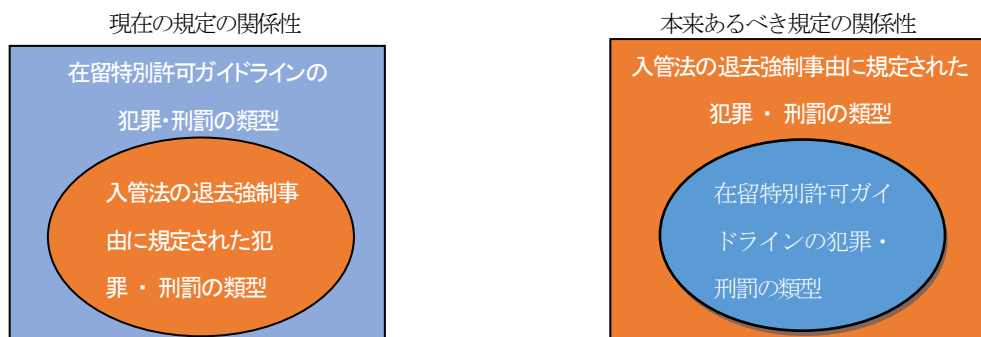
¹⁴ 2019年版「出入国在留管理」56頁。ただし翌年の2020年度版「出入国在留管理」53頁では、「三段階の仕組み」となっている。

かどうかの裁決すなわち容疑者が退去強制対象者に該当するか否かの事実認定とは異なり、法務大臣の自由裁量により与えられる」¹⁵ものである。

つまり、在留特別許可制度は「利益を付与するための処置」であり、不利益を付与するための処置ではない。そもそも当然入国警備官、入国審査官、特別審査官がそれぞれ退去強制事由に非該当された外国人は、在留特別許可制度を利用することはないし、法務大臣は自由裁量に基づいて、無理やりその者たちを在留特別不許可とすることはできないからである。そのように「利益を付与するための処置」であるならば、法律に規定された退去強制事由の範囲よりも、「ガイドライン」に規定された「消極要素」の方が限定された範囲でなければならない。

しかし現状は、入管法上の退去強制事由の方が、犯罪行為、刑罰に関して明確に規定しているのに対して、「ガイドライン」に規定された「消極要素」は、「重大犯罪等により刑に処せられたことがあること」、「反社会性の高い違反をしていること」、「その他の刑罰法令違反」といったように、特に後者の二つについては、あいまいであり、非常にその範囲を広くとらえかねられない。すくなくとも「ガイドライン」の文言上は、退去強制事由に該当しない犯罪、刑罰であっても、不許可とすることができるように解釈できてしまうことになり、「利益を付与するための処置」¹⁶するための規定としてはふさわしくないといえよう。

本来的には、「ガイドライン」は、入管法の退去強制事由の犯罪・刑罰の類型に比して、より限定的に規定されなければならない。法務大臣は、退去強制事由には該当するが、ガイドラインの消極要素の犯罪・刑罰に規定されていないものについて、自由裁量により在留特別許可を付すかどうかを判断すべきである。



またさらに、「在留制度の枠内での刑事政策、更生保護」を超えて、外国人仮釈放者の社会復帰を重要視する視点に立つと、現在の入管法やガイドラインのような、単に外国人仮釈放者が過去に行った犯罪名や、受けた刑罰名を基準とした規定は、あまりに過去志向的であり、矯正処遇の効果を無視したもの

¹⁵ 坂中英徳・齋藤利男『出入国管理及び難民認定法逐条解説（改訂第4版）』（日本加除出版、2012）、633、634頁。なお、法務大臣の自由裁量がどこまで認められるかは、行政法学における検討課題であると思われるため、本稿では検討の対象としない。

¹⁶ ただし法務省公開の事例は、入管法24条の退去強制事由の範囲内の犯罪・刑罰に限定されている。

である。「刑事政策，更生保護の枠内での在留制度」を志向するならば，矯正処遇の結果と，社会復帰の可能性を積極要素として踏まえての判断が行われるべきであるといえよう。

おわりに

本稿は，外国人仮釈放者への取り扱いについて，入管法の規定と退去強制手続きの双方から概観し，入管法の退去強制事由と「ガイドライン」の犯罪・刑罰の類型の問題点について指摘した。

現在のコロナ禍の人の移動が制限され状況下において，国境を越えた人の移動は非常に限定的であるかもしれない。しかし，このような状況下では，外国人の入国が減少する一方で，出国も減少する可能性がある。コロナ禍において，退去強制させようとしてもできないといったような，新たな問題が生じうるだろう。そのような時に，これまで通りの「在留制度の枠内での刑事政策，更生保護」では，対応できるのだろうか。本来的には，外国人仮釈放者への社会復帰支援を前提に，保護観察移送制度を含めた「刑事政策，更生保護の枠内での在留制度」を構築する必要があるものと本稿は考えている。

なお，立法府と行政府の取り扱いについては，検討したものの，在留特別許可に対する裁判所の判断を含めた広範な検討を行うことができなかった。今後の再検討を期してとりあえず小稿を閉じることとしたい。